

令和元年度 防府市子ども・子育て会議（第3回）会議録（要旨）

1 日 時	令和元年11月8日（金） 午後2時～午後3時30分
2 場 所	防府市役所1号館3階 南北会議室
3 出席者	<p><b>【委員】</b>            松田委員、岩城委員、村田委員、池永委員、今川委員、東福委員、松永委員、山崎委員、宮本委員、正長委員、山野委員            ※欠席 廣森委員、高山委員、大濱委員、上司委員、柴田委員、島田委員、内田委員、木原委員</p> <p><b>【行政推進委員】</b>            工藤健康福祉部次長兼健康増進課長、徳永学校教育課教育指導室長</p> <p><b>【事務局】</b>            熊野健康福祉部長、貞平子育て支援課長、大濱子育て支援課長補佐、金子子育て支援課子育て支援係長、西上子育て支援課保育係長</p>
4 傍聴者	なし
5 議 題	(1) 利用定員の設定について (2) 第2期防府市子ども・子育て支援事業計画案について (3) その他

1 開会

2 議事

○ 会議の成立

**【事務局】**

- ・出席委員11人で総委員数の19人の半数を超えており、防府市子ども・子育て会議条例第6条3項の規定により、会議の成立を宣言。

(1) 利用定員の設定について

○以下のとおり説明。

**【事務局】**

- ・子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議から意見を聴取する規定があり、認可を受けた事業者等からの申請に基づき、市が認可定員の範囲内で認可定員とは別に利用定員を定めるもの。

今回定める利用定員により、子ども・子育て支援新制度による施設への財政措置として給付される施設型給付の単価が設定される。

対象施設は、社会福祉法人防府滋光会きんこう保育園と、きんこう第2保育園であり、特定教育・保育施設の種類は、認定こども園である。令和2年4月1日からの開始予定で幼保連携型の認定こども園へ移行予定で、現在、山口県に認定申請中。

確認申請による利用定員については、きんこう保育園は、現在2号定員が90人、3号定員0歳児が10人、1・2歳児が30人から変更し、1号定員15人、2号定員75人、3号定員0歳児10人、1・2歳児30人。

きんこう第2保育園は現在、2号定員が55人、3号定員0歳児が10人、1・2歳児が25人から変更し、1号定員10人、2号定員45人、3号定員0歳児10人、1・2歳児25人であり、両園とも現行の認定人数からの増減はない。新たに1号を設定し、2号定員をその人数分減員するものである。

現在、防府市においては、「幼稚園型」が7園、「保育所型」が1園、認定こども園として教育・保育を実施。今回申請のあった認定こども園は「幼保連携型」。

この「幼保連携型」は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の幼児に対する教育と保育を必要とする乳幼児に対する保育を一体的に行い、これら乳幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設で、現在の保育所と同じく児童福祉法上の児童福祉施設に分類され、防府市においては初の類型となる。県内には60施設の認定こども園があり、うち幼保連携型は21施設である。

2園の利用定員については申請どおりの人数で設定したい。

#### 【委員】

(異議なし)

#### (2) 第2期防府市子ども・子育て支援事業計画案について

○前回の会議で指摘のあった部分、こちらで修正している部分を報告。

#### 【事務局】

・計画の基本目標（1）子育て家庭を支援する体制づくり⑤子育て支援の人づくりについては、人数を含められるところは追記している。

・安全・安心な子育て環境の充実という部分は、「安全・安心」と統一して記載している。

- ・（2）子どもを健やかに生み育てる環境づくりにおいては、③思春期における「保健指導」としていたのを「育成環境の充実」と変更しています。
- ・（3）心身の健やかな成長を育む教育環境づくりにおいては、前回の計画案にあった、「未来の親意識の醸成」という施策の目標を、この度の計画案で、②学校や地域の教育力の向上に統合。
- ・（4）仕事と子育てが両立できる環境づくりにおいては、ワーク・ライフ・バランスの説明を修正し、（5）支援が必要な子ども・家庭への支援体制づくりにはユニバーサルデザインに関する記載や注釈を追加。
- ・（5）の施策の目標④社会的養護の促進につきましては、計画案では「家庭的養育の促進」としているが、「社会的養育の促進」と変更をしたい。
- ・2教育・保育の提供体制の確保における（4）産後の休業及び育児休業後の教育・保育施設の円滑な利用の確保については、産前・産後休業、育児休業後からの職場復帰については、優先的に予約入所できる制度を実施しており、今後も保育を円滑に利用できるようにするというように、現時点での対応にあわせた記載にしている。

育児休業制度は、平成29年に改正され、原則子どもが1歳到達時まで取得できるものが、保育所に入れない場合には、1歳6か月、最長で2歳まで延長できるというもの。指摘のあった、育休中に兄弟が保育を利用している場合において、市の保育の必要性の認定基準（現在、1歳到達時としている）を延長することにつきましては、実情に合わせて今後別途、検討したい。

- ・子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策については、前回の会議において量の見込みは、ニーズ量ベースではないかという意見もあったが、令和2年度以降の事業実績を確認しつつ令和4年度の間見直しにおいて、必要に応じて変更をしたい。

○事前配布した計画案からの修正部分を説明。

**【事務局】**

- ・議会や欠席委員からの意見などにより事務局で変更したい部分は以下のとおり。

2P 県との連携の追記

5 1P 基本理念に「夢をかなえさせる」という追記

7 6P 病児保育の文書の修正

7 9P 相談支援体制の整備における文書の一部削除

※他の子ども相談体制が充実しているため、不要との判断

- ・ニーズ調査の結果については、5年前の結果と比較するために、5年前の調査結果のグラフを挿入し、その変化などについて記載。

母親のフルタイム勤務が増える傾向や就労意向の高まり、認定こども園の

利用の増加、病児保育の希望の増加、放課後児童健全育成事業の利用意向の増加など。

・子ども支援策の全体評価の優先度においては、左上の満足度が低く、重要度が高い部分の5年間の比較・分析である。安全・安心に関する項目の満足度が高くなっており、引き続き重要度も高く、事業の成果が確認できる。

**【委員】**

認定こども園化などにより、今後保育の人材確保は難しくなってくるのではないかと思う。

**【委員】**

産後の休業及び育児休業後の教育・保育の円滑な利用の確保について、育児休業に関する部分に、企業への啓発に関する記載を入れてほしい。

**【事務局】**

検討する。

**【委員】**

施策に、子ども食堂とフードバンクを連携する記載があり、市が一步踏み出したと思う。子ども食堂は何件か、今後フードバンクの設置計画はどうなるのか。

**【事務局】**

海北園やロータリークラブなどによる地域食堂は数件実施されており、後援依頼などを受けて、今後もPRなどで協力したい。フードバンクは社会福祉協議会で対応されているが、市としてはクリーンセンターのフードドライブの取組で連携したい。

**【委員】**

確保方策などによると、市として認定こども園へ幼稚園も保育園も移行してほしいということか。幼稚園や保育園へ移行を促していくべきではないか。

**【事務局】**

国や県の方針により計画に認定こども園への移行を含めるようになっていく計画の趣旨として大事な部分である。

保育協会や幼稚園連盟の会議であらためて話を出すことはなく、代表者が参加しているこの会議での議論としたい。

① 第3部事業計画について

○以下のとおり追加部分を説明。

**【事務局】**

・1号認定、2号認定①については、1号認定が認定こども園と幼稚園、2号認定①は保育を必要とするが幼稚園で教育を希望するものだが、ニーズ量は過少な数値であり、実績と乖離しており、需要量の実績の推移などを考慮。

・2号認定②については、認定こども園や保育所で保育を希望するものですが、ニーズ量は過大な数値であり、実績と乖離しており、需要量の実績の推移などを考慮。

・保育3号認定については、認定こども園や保育所で保育を希望するものですが、ニーズ量は過大な数値であり、実績と大幅に乖離しており、需要量の実績の推移などを考慮。

・5年間で、教育・保育の量の見込みについては、令和2年度において確保方策が不足するが、子どもの数が減ってくるということや、施設の増設予定は確認できていないところであり、定員数を変更することなどにより、令和3年度以降は必要数に確保方策が対応させる必要がある。

第1期計画期間においても、保育においては、各園で定員数を超える受入をしていただいているような弾力的な運用により待機児童が発生しないように御協力していただいている。令和2年度においても、そのような対応が必要になることが予想される。

・放課後児童健全育成事業は、保護者が放課後に家庭で保育することができない小学生の保育を実施するもので、野島を除く小学校区で実施。ニーズ量は過大な数値であり、実績と乖離しているため、実績の推移などを考慮。

・放課後児童健全育成事業の量の見込みについても、小学校区ごとで、令和3年度までは、確保方策が不足するところがあるが、少子化ということもあり、定員増や空き教室を活用した学級の増設により、令和4年度からは必要量に確保方策が対応できると考えている。

・第2期計画の中間年である令和4年度に、計画の数値と実績が大きく乖離している場合は、量の見込みと確保方策を変更する必要がある。

**【委員】**

ニーズ量調査ではどのように過大となるのか。

**【事務局】**

アンケートの希望であり、要件などを考慮せずに数値が計上される。全国的にも過大となる傾向である。

② 第4部 施策の展開について

○4, 5部を一括して説明。

**【事務局】**

・子ども・子育て支援法に基づく事業以外に、子ども・子育てに関する事業について掲載している。主な取組ということで、全ての事業を掲載している訳ではない。

・事業名の右側に（再掲）と書かれているものは、どちらかの事業体系だけに当てはめることができないもの。

・今年度10月に始まった幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止を強化するためにこども相談室に設置した子ども家庭総合支援拠点、平成29年度から始まった保健センター内の子育て世代包括支援センター（まんまるほうふ）に関する記載、子ども食堂や子どもの貧困対策のための生活困窮者等学習支援事業、ニートや引きこもりに対する事業など、第1期の計画に記載のなかったものを関係課に確認し、新規に加えている。

・子どもの貧困対策は、多岐の施策にわたる事業と関連しているので、特に関連性が強い事業だけを掲載。今年度中に貧困対策の大綱が改正されることから、市で単独の貧困計画を策定する予定はありませんが、今後関係課と連携して、支援策を実施していく必要があると考えている。

・子ども食堂の記載に加えてフードバンクとの連携についての記載も追加したい。

・みまもり隊の表記や文書の修正をしたい。

③ 第5部 計画の推進体制について

・家庭・地域・事業主・行政の役割や庁内や外部、近隣市町との連携について掲載するとともに、計画の点検評価や中間年度見直しについて述べている部分。

・地域の役割の部分に、「行政や学校、家庭と連携して」を追加したい。

○周南市の子どもの貧困調査の概要版を説明。

**【事務局】**

・本市の調査と設問が違うため比較しづらいところもあるが、県が各市町で統一した設問で今年度調査を行うので、結果も比較しやすいのでは。

**【委員】**

留守家庭児童学級の子どもが一斉下校で間違っただけで家に帰ることがあり、学級と学校の連携が取れていないのでは。

**【事務局】**

問題が再発しないよう定例会で対応策を考えて指導している。

**【委員】**

中関母親クラブでは、留守家庭児童学級の子どもにタスキを渡し、分かりやすくしている。今後も登下校に関して協力をしたい。

**【委員】**

市のスクールソーシャルワーカーはどの学校へ派遣されているのか。

**【事務局】**

学校からの要請もあるが、市から訪問してニーズを引き出すこともある。

**【委員】**

（1）学校の教育環境の整備における主な取組の「乳幼児と児童生徒とのふれあいの機会の提供において」、子育て支援課の記載がないが連携しないのか。

**【事務局】**

ほとんどの事業に子育て支援課は関わりがあり、この事業においては主管課のみ記載している。今後もしっかりと連携したい。

**【委員】**

NPOに委託されている留守家庭児童学級の支援員の方は研修会への参加率が高い。市直営の支援員の方に対する人材育成はどうしているのか。

**【事務局】**

教諭・保育の免許所持者が研修を受けて支援員となっている。また、県の研修会や市定例会時の研修において業務の質を上げるようにしている。

**【委員】**

生活困窮と学力の相関があり、進学をあきらめる場合があるが、つながり格差もある。生活困窮世帯は、子ども会などの地域行事への参加率が低い。つながりと学力の相関関係の数値をみたい。

不登校の子どもが子ども家庭支援センターで教諭OBに教わった場合に、登校扱いにできるようにしてほしい。

**3 閉会**

**【事務局】**

- 長時間にわたる審議、検討に感謝申し上げる。
- 議会への説明を今後行うが、修正する際に会議を開催することができないため、事務局の校正で対応したい。その際には、パブリックコメント前に修正したものを委員の皆さんに送付する予定
- 次回開催については、パブリックコメント後の1月中下旬を予定してい

る。正式に決まり次第、案内を差し上げる。